

2026 年 5 月 22 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」に対する意見

2026 年 4 月 2 日 (木) 付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

## 意見提出の背景・趣旨

- 今般の「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）は、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、株式の発行の在り方や、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関連して指摘されてきた課題に対応するものと理解している。
- 今後、中間試案に沿って会社法が改正された場合には、当協会の会員およびその子会社等は、発行体として改正内容に対応していく必要があるほか、銀行は社債管理者および社債管理補助者の担い手になり得ること等も踏まえ、中間試案の関連する項目について、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し 1 制度の具体的な枠組み 【中間試案P1、補足説明P2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】に賛成する。</li> <li>・今回の会社法改正の検討の趣旨は、成長戦略の一環として、企業が優秀な人材を円滑に確保しやすくする点にあると理解している。</li> <li>・株主総会決議を不要とする【A案】は、現行の現物出資構成による実務や新株予約権制度との整合性の観点からも合理的である。</li> <li>・【B案】の株主総会決議を必要とする「枠決議」制度は、期中に急な組織拡大や外部からの高度人材の招聘の必要が生じた場合等、定時株主総会で決議した枠を超えて期中に従業員等に対する株式の無償交付を行うニーズが発生した場合に柔軟に運用できないおそれがあり、企業が優秀な人材を円滑に確保しやすくするという今回の会社法改正の検討の趣旨に照らして不十分である。また、現行の現物出資構成と比較しても規制強化となり、日本の成長戦略でも重視されている人的資本投資の促進を妨げることになりかねないと懸念する。</li> </ul>
2	第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し 2 その他の検討事項 (1)現物出資構成について 【中間試案P3、補足説明P10】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】に賛成する。</li> <li>・実務において、現物出資構成は特に法的な問題を生じることなく行われてきた。</li> <li>・現在、問題なく運用されている現物出資構成について新たな規制を設けること（規制強化）は、株式の無償交付の利用を妨げることになりかねず、No.1記載の今回の会社法改正の検討の趣旨に反すると考える。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
3	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件他 【中間試案P8、補足説明P30】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャル株主総会を推進する方向性に賛成する。</li> <li>・もともと、バーチャルオンリー総会が、あたかも株主の質問機会を制約する目的で利用されるかのような誤解・懸念もあることから、改正法の施行に向けては、投資家・発行体双方に対して、誤解が生じないよう丁寧なアナウンスをお願いしたい。</li> </ul>
4	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 7 バーチャル社債権者集会 (3) 社債権者集会の決議の不認可の特則 【中間試案P12、補足説明P44】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「…通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令または定款に違反したときは、…イ.通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令または定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること」と記載されており、「定款」に違反をしたときの規律があるように見えるが、ここでは「定款」は不要で単に「…方法が法令に違反した…」ではないか。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
5	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 7 バーチャル社債権者集会 【中間試案P12、補足説明P45】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所の定めのない社債権者集会の開催を認めることに賛成する。</li> <li>・中間試案の（注1）に関して、中間試案の原案のとおり、募集事項に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができる（募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合に限りバーチャルオンリー社債権者集会を実施できない）ものとするべきである。</li> <li>・仮に「募集事項に定めがある場合に限り社債権者集会の場所を定めないことができる」とした場合、発行済の社債は当該規定がないため、募集事項を変更しない限りバーチャル社債権者集会は実施できないことになるが、募集事項を変更するためには、当該規定を追加するための社債権者集会を「実開催」で実施する必要があり、実務が極めて煩雑になることから、このような考え方には反対する。既に社債発行済の企業にとっても利用しやすい制度としていただきたい。</li> <li>・また、社債権者集会の開催実務について、バーチャルオンリーで社債権者集会を開催する場合の多くにおいては、全ての手続きを電磁的手段で完結させることが発行体および社債権者双方の利便性の観点からは望ましいと考える。</li> <li>・現行法上、招集通知や参考書類・議決権行使書面の交付を電磁的方法で行うためには社債権者の事前承諾を要し（会社法第720条第2項・第721条第2項）、承諾にかかる発行体および社債権者双方の手間や社債権者の反応が得られない場合に書面必須となる点が手続上のネックとなり得る。したがって、招集通知等については承諾なく電磁的方法によることができるものとし、個別に請求があった場合に限り書面交付を義務付けるなど、オプトアウト方式による規定の整備を併せてご検討いただきたい。</li> </ul>
6	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度 【中間試案P12、補足説明P47】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】に賛成する。</li> <li>・振替社債の社債権者が社債権者集会で議決権を行使する場合などにおいて、振替法第86条の証明書の書面提示を要するままではバーチャル社債権者集会による利便性や機動性を大きく削ぐことになる。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
7	<p>第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し</p> <p>第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会</p> <p>8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度（注1）</p> <p>【中間試案P13、補足説明P47】</p>	<p>・「電磁的記録による証明書を作成・管理するシステム」については、市場共通のシステムが導入され、当該システムにより発行される証明書がオリジナルデータであることが担保されていることが望ましいとは考えられる。他方で、中間試案の補足説明にもあるように、現在は、振替機関等に証明書に関する共通のシステムは存在していないことや、かかるシステムを構築したとしても、証明書を発行する振替機関・口座管理機関・発行会社によってシステム利用のセキュリティポリシー等が異なることから、導入には相応の時間がかかることが想定される。</p> <p>・また、技術的要件についても、制度全体の利便性・安定性のためには望ましいと考えられる一方で、その要件は中間試案の補足説明に記載されている要件以外にも考えられるほか、技術的要件に関する検討の結果、関係者に発生するコストなどを考慮し、そもそも技術的要件を求めないとするのも十分あり得ると考える。</p> <p>・具体的には、通常ビジネスにて利用されているPDFファイルなどでは電子署名を付さない限り書面と同等の原本性は確保できないと考えられるが、PDFファイル等の改ざんも刑法上の犯罪に該当し得ること、口座管理機関からの証明書は当該社債権者を名宛人として書面上も明記されることが通常であり、本PDFファイルとあわせて本人確認資料等の提出により名宛人と提示者の同一性確認を実施すれば、無権利者による議決権行使が介在するリスクは可及的に回避できると考えられることから、市場共通のシステムの構築や技術的要件がなくとも電磁的記録による証明書の提示を認めて問題ないものとする。</p> <p>・なお、書面と同等の原本性が確保できないことにより、証明書原本の返還をもって実施していた口座管理機関の凍結解除に支障が生じるのではないかという点については、下記No. 9のとおり、口座凍結解除のために、別途発行体から口座凍結解除に関する書面（電磁的記録も可）を提出いただく改正を行うことも考えられるのではないかと考える。</p>
8	<p>第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し</p> <p>第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会</p> <p>8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度（注2）</p> <p>【中間試案P13、補足説明P47】</p>	<p>・「・・・社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項として、電磁的記録による証明書の提示を可能とする旨を定めなければならない・・・」とすることについては、No. 7に記載のとおり、投資家が会社である場合にはシステム利用のセキュリティポリシー等の関係で議決権行使ができないケースが発生する可能性もあるため、募集事項等の記載を要するものとするのもやむを得ないものとするが、発行済の社債では利用できないことになり、利用しづらい制度になってしまうと考える。</p> <p>・No. 7に記載のとおり、かかるシステム構築を前提とせずに電磁的記録による提示を認めても特段問題ないものと考えられること、バーチャル社債権者集会も募集事項に「場所を定めないことはできない」旨が記載されていない限り、可能とする方向で改正が検討されていることからすれば、いわゆる86条証明書についても、平仄を合わせ、募集事項に電磁的記録による提示が不可との定めがない限り、電磁的記録による提示が可能とすべきものとする。</p>

No.	該当箇所	意見等
9	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度 (注3) 【中間試案P13、補足説明P47】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社債発行会社の86条証明書の確認の方法に関して、「社債発行会社等が振替機関又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることができるものとするかについては、引き続き検討する」とされているが、当該情報提供により、電磁的記録による証明書を提示した社債権者が真正な社債権者であることは担保でき、無権利者の排除は担保されるが、①発行会社が振替機関又は口座管理機関に都度確認することは実務上煩瑣であること、②対応期間も提示から1週間と短く、この点でも発行会社に過度の負担を強いるものであること、③振替機関や口座管理機関もかかる照会を現状受け付ける体制になっておらず現実的でないことに加えて、④現行の86条証明書は、その返却により、社債権者集会開催後の口座管理機関における口座凍結解除を行う役割も合わせて担っていることを考えると、当該対応は課題が多いものとする。</li> <li>・仮に本対応を採用するとしても、口座凍結解除にあたっては、口座管理機関は発行会社からの口座凍結解除通知を受領することをもって当該解除は行うこととする対応案などもあわせて検討する必要があるものと考えられる。</li> </ul>
10	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項 1 書面交付請求制度の見直し 【中間試案P18、補足説明P70】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】が望ましいものとする。</li> <li>・書面交付請求制度に伴い、印刷・封入の負担は軽減しているものの、請求の有無に応じて封入物の内容について複数のパターン分けが発生する等、印刷・封入業務の負担には更なる軽減余地がある状況である。</li> <li>・また、有価証券報告書との一体開示を行う場合においても、書面交付請求制度に基づいた事業報告の継続作成発送が求められることが想定されるなど、開示業務の効率化につながらない懸念も存在している状況である。</li> </ul>
11	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化 【中間試案P19、補足説明P79】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】【B案】の双方の規律を設けることが望ましいものとする。</li> <li>・多くの企業が株主総会以外にも株主との対話の機会を設けている中、A案・B案の要件を満たすような状態においてもなお株主総会の開催自体が必要であるというのは、そもそも十分な合理性を有さないように考えられる。</li> <li>・開催自体が必要であることを維持することを前提に中間試案について検討すると、両案は実利用に際して定款変更の要否という点で前提条件が異なるため、どちらか一方のみを法令に定めることは適切ではないと考えられ、選択肢として両案をともに設定し、発行体が個社の事情に応じて運用を決定することが望ましいと考える。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
12	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し 【中間試案P20、補足説明P90】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】および【B案】の双方を導入することに賛成する。</li> <li>・中間試案の補足説明に記載のとおり、社債権者集会の決議事項は金銭債権である社債の権利行使や契約内容の変更等に関する事項であって会議体で意思決定をする意義に乏しく、また、コベナンツ違反の対応の場面など機動的に意思決定をする必要性が典型的に高い場面での利用が想定されるため、株主総会以上に多数決による書面決議の制度を導入する必要性が高いと考える。</li> <li>・【A案】および【B案】は、補足説明に記載のとおり、それぞれの趣旨・要件が異なり、機能し得る場面も異なることから、より柔軟な意思結集方法を選択することが可能な制度となるよう双方を導入すべきと考える。</li> <li>・実務上は、例えば、私募債のように社債権者がある程度特定されているような場面においては、既存の全員同意又は【B案】を採用することでより迅速に意思決定が可能になるものと考えられること、また、公募債（振替債）のような社債権者が誰であるのか分からないような場面においては【A案】を利用することで、社債権者集会を開催するよりも迅速に意思結集を図ることが期待できると考える。</li> <li>・なお、【A案】および【B案】の双方を導入し、柔軟な設計にしたとしても、制度上、裁判所認可という多数決による弊害を防止する措置が講じられており、社債権者保護の観点からも問題ないと思われる。</li> </ul>
13	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し 【中間試案P20、補足説明P90】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集事項の定めに関する【A案】（10）および【B案】（10）の規律について、中間試案の補足説明では「募集事項の当該定めの有無は、募集社債の割当て以降は変更することができない（社債権者集会の決議によっても変更することができない）ものとするのが考えられる」旨の記載があるが、社債権者が参加する社債権者集会によっても変更不可とする必要性は低いものと思われる、このような規律を設けることには反対する。</li> <li>・【A】案および【B】案ともに裁判所認可等による弊害防止・社債権者保護の措置が設けられることが想定されており、本制度を廃除することおよび本制度の排除の不変性を確保しておく必要性は乏しいものとする。</li> <li>・また、仮に社債権者の予見可能性の観点から一定の不変性を確保するとしても、社債権者集会決議を経るのであれば社債権者の予見可能性について大きな問題はないのではないかと考えられ、社債権者集会決議をもってしても変更不可としなければならないほどの理由はなく、少なくとも社債権者集会の手続を経た場合は変更可能とすべきと考える。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
14	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し（後注1） 【中間試案P23、補足説明P93】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数決型書面決議における知れている社債権者への電磁的方法による通知および必要事項の提供にあたっては、検討の対象となっていると認識しているものの、社債権者集会の実開催時における知れている社債権者への電磁的方法による通知も同様に検討いただきたい。</li> <li>・なお、現行法上、電磁的方法による通知を実施する場合には、事前に社債権者から承諾を必要としていることについては、「第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し/第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項/3. 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し」における補足説明の記載（77頁）と同様の趣旨から、見直していただきたい。</li> </ul>
15	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し（後注3） 【中間試案P23、補足説明P94】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行済の社債にも適用できるようにしていただきたい。</li> <li>・普通社債の社債要項（募集要項）は内容の平仄を合わせて発行していることが一般的であり、社債要項の変更の必要性が生じた場合には、発行済の社債全てにおいて変更をすることが多いと想定される。その場合に、施行前の社債については社債権者集会を開催し、施行後の社債については多数決型書面決議を実施することになると、取り扱いが異なることによって事務フローが2本走ることとなり、招集者にとって負担となることが考えられる。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
16	<p>第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し</p> <p>第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し</p> <p>4 キャッシュ・アウトの手続きの見直し</p> <p>【中間試案P24、補足説明P100】</p>	<p>・会社法において、公正な価格の前提としてMoM（Majority of Minority）条項が明文化されることは誤認が生じる可能性があることから、【A案】に反対する。</p> <p>・MoMは、法制度上必須とされているものではなく、経済産業省「公正なM&amp;Aの在り方に関する指針」において、公正性担保措置の一つ、いわゆるベストプラクティスの一例として位置付けられている（MoMはあくまで公正性担保措置のための「手段」にすぎず、個別のM&amp;Aの状況に応じて、その要否や他の公正性担保措置との組合せを判断すべきものという理解。）。</p> <p>・一般的な銀行の立場から見ると、MoM条項の一律的な採用や、会社法上における明文化・事実上の推奨は、企業価値向上に資するM&amp;Aの実行可能性低下に繋がる可能性を否定できないのみならず、取引実務や銀行による信用供与に一定の影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>・具体的には、MoMを条件とする公開買付において、投機目的の株主が公開買付に応募しない場合、日本の制度上、公開買付の撤回が実務上極めて困難であることも相まって、買収者側は①TOB価格の引上げ、②第三者（いわゆるホワイトナイト）の探索、③TOB価格を引き上げない（≒不成立に終わらせるが、投機目的の株主が残存する）といった対応を余儀なくされる可能性がある。独立した特別委員会の設置や外部専門家による評価等を通じて、当初は合理的・適正と考えられた取引条件であっても、MoM未達を回避するためにTOB価格の引上げを迫られる場合、非公開化後の企業は当初想定を超えるハイレバレッジの負債を抱えた状態で事業を再スタートすることとなり得る。このような状況は、企業における前向きな成長投資や中長期的な企業価値向上を制約する要因となり得るとともに、資金提供を行う銀行にとっても信用リスクの増加につながりかねない。</p> <p>・経産省指針においても、MoM条項については、その有効性のみならず、企業価値向上に資するM&amp;Aを阻害する懸念、買収妨害の容易化、パッシブ投資家の存在による実効性の低下等、一定の弊害が明示的に指摘されている。また、MoMを採用しない場合であっても、他の公正性担保措置を充実させることによって、全体として取引条件の公正さを担保することが重要であるとされている。</p> <p>・足元では、資本の有効活用や成長投資の促進が政策的にも重要な論点となっている中で、企業価値向上に資するM&amp;Aの円滑な実行環境を損なわない視点も不可欠である。MoMの公正性確保の意義を認めつつも、銀行業務や信用供与、さらには資本市場の健全な発展への影響を含め、メリット・デメリットを総合的に勘案した上で、その制度的な扱いを一律に定めるのではなく、広く議論・検討が行われることが望ましいと考える。</p>

No.	該当箇所	意見等
17	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5 株主提案権に関する規律の見直し 1 株主提案権の議決権数の要件の見直し 【中間試案P24、補足説明P103】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A案】が望ましいものとする。</li> <li>・個数基準は、株式分割や株式併合などにより株主提案権の行使に必要な資金量が増減するものであり、可決可能性の著しく低い提案を抑制し株主総会の審理を充実させるための基準として、十分に機能していないと考える。</li> <li>・（注1）や（注3）では、定款自治による議決権数要件の排除（個数引上げによる実質的排除も含む）についても記載があるが、定款変更は株主総会の特別決議を経る必要があり実用性が低いことに加え、株式会社毎に発行済株式数が異なる中で株主総会決議等の要件である「割合」と異なる「個数」の要件を残置しておく合理性は低い（さらに東京証券取引所から上場企業に対して株式投資に必要な最低投資金額を10万円程度に引き下げるよう要請されていることを踏まえた各社の投資単位引下げの取組みを阻害し得る）ためである。</li> <li>・なお、銀行界においては、近年、議決権個数要件のみを充足した少数株主から、繰り返し株主提案を受ける事例が確認されている。例えば、本来は定款に規定すべきでないと考えられる内容を、定款に規定するよう求める提案等がなされた結果、直近の賛成率は最大10%台と低いものの、適法な議案として取り上げる必要があることから実務的な対応負担が極めて大きく、議決権個数要件の廃止の必要性は相当に高いものとする。</li> </ul>
18	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5 株主提案権に関する規律の見直し 2 株主提案権の行使期限の見直し 【中間試案P25、補足説明P108】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行使期限については、提案内容を踏まえた提案株主と発行体との対話充実および取締役会における議論充実化の観点で、提案期限を前倒しすることが望ましいことから、「8週間」の期限を延長する【A案】に賛成するが、その延長後の期間は10週間程度ではなく12週間程度としていただきたい。</li> <li>・そのうえで、株式会社が一定の時期までに株主総会の日を株主に対して通知した場合には、株主は一定の期間前までに株主提案権を行使しなければならないとする【B案】の見直しを行う考え方に賛成するが、その運用については明確化が必要である。</li> <li>・通知に関する発行体の対応や実務負担の観点からは、アクセス通知と同様の全株主への個別通知（郵送対応等）は実務負担が非常に大きいことから、自社ウェブサイトや証券取引所ウェブサイトへの掲載（証券取引所への届出）などをもって通知に代えることができるものとする措置が必要と考える。具体的には、例えば、上場会社においては、金融商品取引所の規則にもとづく適時開示による開示を行った場合、当該開示をもって通知に代えることができるものとしていただきたい。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
19	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第6 その他 1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し 【中間試案P25、補足説明P110】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【B案】の（注1）に記載のとおり、2項調査者制度を廃止すべきである。</li> <li>・現行法における2項調査者制度は、調査権限の対象事項、調査の範囲、調査者の義務や責任などについて具体的な規律がなく、裁判所の関与もないため、濫用のおそれがあると考ええる。</li> <li>・本制度は、昭和25年（1950年）の商法改正において、監査役が業務監査権限を有しないものとされた際に、その役割の一部を少数株主に担わせるために導入されたと理解している。しかし、現行法では、株主総会で選任された監査役等が業務監査権限を有しているため、現時点において、2項調査者制度の導入目的は失われたものと考えられる。</li> <li>・さらに、上記のほか、株主が会社の不正等の疑義に対応する手法として、①取締役等の責任追及のための株主代表訴訟、②会社法第358条に基づく業務の執行に関する検査役の選任申立て制度も存在するため、2項調査者制度を残置する必要性は低いものと考ええる。</li> </ul>
20	第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し 1 指名委員会等の権限の見直し (1) 指名委員会の権限について 【中間試案P28、補足説明P119】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【B案】に賛成する。</li> <li>・各社が機関設計を選択できる中で、現制度による不都合はないものと思料する。</li> <li>・各指名委員が時間をかけて、候補者のリストアップや、候補者等との面談等の選任プロセスを経て決定した内容を変更することは、指名委員会等設置会社の制度の根幹及び指名委員会そのものの意義が問われる可能性が大きいものと考ええる。</li> <li>・なお、現時点においては上記のとおり現制度による不都合はないものと考えるが、立法事実等が整理され、改正の必要性が明らかになったタイミングにおいて、改正の検討を行うことに反対する趣旨ではない。</li> </ul>
21	第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し 1 指名委員会等の権限の見直し (2) 報酬委員会の権限について 【中間試案P28、補足説明P122】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【B案】に賛成する。</li> <li>・各社が機関設計を選択できる中で、現制度による不都合はないものと思料する。</li> <li>・各報酬委員が時間をかけて、幾度もの検討プロセスを経て決定した役員報酬等の内容を変更することは、指名委員会等設置会社の制度の根幹及び報酬委員会そのものの意義が問われる可能性が大きいものと考ええる。</li> <li>・なお、現時点においては上記のとおり現制度による不都合はないものと考えるが、立法事実等が整理され、改正の必要性が明らかになったタイミングにおいて、改正の検討を行うことに反対する趣旨ではない。</li> </ul>

No.	該当箇所	意見等
22	第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化 【中間試案P30、補足説明P131】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示の合理化を目指す方向性に賛成する。</li> <li>・一方、今般、「上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しないとする」とが提案されているが、金融商品取引法に規定される有価証券報告書の開示制度と会社法に規定される事業報告等の開示制度が併存し続けることから、発行体としては、事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書であるか否かを、細部も含めて精緻に確認せざるを得ないと考えられる。</li> <li>・仮にこの点について事後的に疑義が生じ、事業報告等の全てが記載されていなかったことが判明するような事態が発生し得ると、発行体にとっては開示業務の効率化や安定的な運用につながる懸念があることから、「事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書」を発行体側が迷いなく作成でき、利用者側もどこに事業報告等の開示事項が記載されているのか容易に判別できるよう、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組」※のように、類似項目について整理を行ったうえで、統一的な作成要領等を政府として示していただくなど、必要な環境整備を進めていただきたい。</li> </ul> <p>※ <a href="https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20180123/06.pdf">https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20180123/06.pdf</a></p>

以上